

第4 指定介護機関の義務

指定された介護機関は、次の項目を守ってください。

1 介護担当義務

- (1) 各区保健福祉センター等から委託を受けた利用者について、懇切丁寧にその介護を担当すること。
(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項)
- (2) 指定介護機関介護担当規程の規定に従うこと。
- (3) 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。
(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第1項)

2 介護報酬に関する義務

- (1) 利用者について行った介護に対する報酬は、法による介護の報酬に基づき所定の請求手続きにより請求すること。
- (2) 介護サービスの内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受けること。
(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第53条第1項)
- (3) 市長の行う介護の報酬の額の決定に従うこと。
(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第53条第2項)

3 指導等に従う義務

- (1) 指定介護機関は、利用者の介護について、市長の行う指導に従うこと。
(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第2項)
- (2) 介護サービスの内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、厚生労働大臣又は市長が指定介護機関の管理者に対して必要と認める事項の報告命令に従うこと。また、厚生労働大臣又は市長が当該職員に、当該介護機関について実地において行わせるその設備若しくは介護記録その他の帳簿書類の検査を受けること。
(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第54条第1項)

4 届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第14条及び第15条の規定に基づき、次頁のいずれかに該当するときは、10日以内に届出をしなければなりません。届出は事業所毎に所定の用紙に必要事項を記載し、当該介護機関の所在地を管轄する保健福祉センターに提出してください。

5 標示の義務

指定介護機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示（縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護法指定（介）」と表示する。）を掲示してください。
(生活保護法施行規則第13条)

[参考] 指定介護機関の申請・届出事項一覧

届出の種類	届出を要する事項	留意事項
指定申請	<p>新たに生活保護による指定を受けようとするとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けているとき 平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受け、その時点で生活保護法によるみなし指定は不要とする申し出（別段の申し出）をしたが、その後改めて生活保護の指定を受けようとするとき <p>既に生活保護法による指定を受けているサービスがある介護機関であって、新たに別のサービスの指定を受けようとするとき</p> <p>指定介護機関の所在地の移転等で事業者番号が新たに付番されたとき</p>	<p>介護保険事業者番号ごとに申請書を作成すること</p> <p>誓約書の添付が必要</p>
変更届	<p>介護保険事業者番号の変更を伴わない次の変更があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護機関名称、所在地、住居表示の変更 開設者が法人の場合、法人名称、所在地 開設者が個人の場合、氏名、生年月日、住所、職名 管理者の氏名、生年月日、住所 	<p>名称変更・事業所所在地の移転等に伴い、介護保険事業者番号が変更になる場合は、廃止届と指定申請書を提出すること</p> <p>10日以内に届け出ること</p>
休止届	<p>天災その他の原因により、介護機関の建物又は設備の一部が損壊され、正常に介護を担当することができなくなったが、当該介護機関の開設者がこれを復旧する意志及び能力を有するとき</p> <p>介護機関に勤務する従事者が死亡し、退職し、又は休業したため、正常に介護を担当することができなくなったが、当該介護機関の開設者がこれを補充する意志及び能力を有するとき</p> <p>介護機関の開設者が自己の意志により当該介護機関を休止したとき</p>	<p>介護機関を休止することに決定したときは事前に、休止せざるを得ない事態に至ったときは、直ちに福祉局保護課及び利用者委託した各区保健福祉センター等に連絡をとり、指示を受けること</p> <p>10日以内に届け出ること</p>
再開届	<p>休止した指定介護機関を再開するとき</p>	<p>10日以内に届け出ること</p>
廃止届	<p>事業自体が廃止となる時</p> <ul style="list-style-type: none"> 天災その他の原因により、介護機関の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき 介護機関の開設者が死亡し、又は失踪の宣言をうけたとき 介護機関の開設者が自己の意志により当該介護機関を廃止したとき <p>事業廃止を伴わないが、介護保険事業者番号が変わるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護機関の個人・法人開設者が、当該介護機関を他に譲渡又はその他の原因により別の個人・法人開設者となったとき 指定介護機関の所在地の移転で事業者番号が新たに付番されたとき 開設者が個人から法人、法人から個人、又は別の法人になったとき 指定介護機関の病院を診療所、診療所を病院に変更したとき 	<p>開設者が死亡し、又は失踪の宣言をうけたときの届出は、戸籍法の規定による届出義務者が行うこと</p> <p>事業廃止を伴わないが、介護保険事業者番号が変わるときは、新しい介護保険事業者番号を記載した指定申請書を提出すること</p> <p>10日以内に届け出ること</p>
辞退届	<p>生活保護法による指定のみを辞退しようとするとき（業務は継続するとき）</p>	<p>30日以上の予告期間を設けること</p>
処分届	<p>他法による処分を受けたとき</p>	<p>10日以内に届け出ること</p>
別段の申し出	<p>平成26年7月1日以降に介護保険法の指定又は開設許可を受ける介護機関が、生活保護法によるみなし指定は不要であるという場合</p>	<p>介護保険法による指定を受ける日の前日までに提出すること</p>